

5 総務県民生活委員会における村岡正嗣県議の質疑

2017年3月6日

知事提出議案に対する質疑(県民生活部関係)

Q・村岡委員

- 1 第22号議案について、個人識別符号に携帯電話の番号は含まれているのか、いないのか。含まれていないのであれば、どういった理由で含まれないのか。分かる範囲で教えてほしい。
- 2 マイナンバーの利用範囲の中に特定健診情報と預貯金情報が追加されたと聞いたが事実なのか。事実であればどういった経緯で追加されたのか。分かる範囲で教えてほしい。
- 3 第44号議案について、補正予算の中に、広聴広報課から彩の国だより等発行費の減額補正が出ているが、この事業費の中に彩の国だよりをより良くするデザイン検討の経費は入っているのか。

A・県政情報センター所長

- 1 条例の個人識別符号の定義は、「個人情報保護法に規定する個人識別符号をいう」と法の定義を引用している。携帯電話番号は法で規定されておらず、このため条例の個人識別符号に含まれていない。国が含めなかった理由は定かではないが、携帯電話番号には法人名義のものも多数あること、番号の変更もあり得ることなどから現時点では個人識別符号として規定するには至らなかったと思われる。
- 2 マイナンバー法の適用範囲については、情報システム課の所管であるが、情報システム課によると特定健診情報と預貯金情報が追加されているのは事実のようである。理由については承知していない。

A・広聴広報課長

- 3 彩の国だより等発行費の予算3億3,784万円のうち、デザインに係る予算は約1,500万円である。デザインは業者に委託している。

Q・村岡委員

- 1 マイナンバー法の改正に伴う条例の改正では、マイナンバーを使った情報のやり取りの記録の目的外利用を禁止するという、禁止の対象の変更であるが、この結果マイナンバーを使った情報の取り扱いが厳しくなるのか、緩くなるのか。
- 2 彩の国だより等発行費について、今回、約2,400万円減額補正しているが、この減額分をデザインに係る経費に回して、彩の国だよりをより良くしてもらいたい。(要望)

A・県政情報センター所長

- 1 今回の改正は、地方公共団体が別に条例で定める独自事務についても、もともと、マイナンバー法で定められた事務と同様に、マイナンバーを使ったやり取りの記録について目的外的利用を禁止するものである。したがって、今回の条例の改正は、マイナンバーの目的外利用について、より厳しくしようとするものである。